

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月11日

盛岡市長 谷藤裕明 様

提出者

住所 〒020-0832 盛岡市東見前3-10-2

氏名 北上川上流流域下水道事務所長
佐々木 健

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 019-638-2672

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	都南浄化センター
事業場の所在地	盛岡市東見前3-10-2
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道業 [3830]
②事業の規模	別添のとおり
③従業員数	別添のとおり
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添のとおり

(日本工業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別添のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（ R1 年度）実績】 別添のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(これまでに実施した取組) 別添のとおり	
②計画	【目標】 別添のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	(今後実施する予定の取組) 別添のとおり	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別添のとおり	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別添のとおり	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ R1年度）実績】 なし	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ R1 年度）実績】 別添のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 別添のとおり	
②計画	【目標】 別添のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 別添のとおり	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ R1 年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ R1 年度）実績】、別添のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別添のとおり		

②計画	【目標】 別添のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
別添のとおり		
県内の優良認定処理業者、格付業者に優先的に処理委託することを原則とする。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画

(都南浄化センター)

北上川上流流域下水道事務所

令和2年度

目 次

1	計画策定の趣旨-----	1
2	事業の概要-----	1
3	計画期間-----	2
4	産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項-----	2
5	多量排出事業場該当事業場において現に行っている事業の概要-----	4
6	廃棄物の処理に関する事項-----	4
7	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項-----	6
8	産業廃棄物の分別に関する事項-----	6
9	産業廃棄物の再生利用に関する事項-----	7
10	産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項-----	7
11	産業廃棄物の最終処分に関する事項-----	7

1 計画策定の趣旨

岩手県の流域下水道事業は、北上川上流流域下水道の都南処理区、花北処理区及び胆江処理区と磐井川流域下水道の一関処理区の4処理区について行われている。

岩手県は、この流域下水道の施設について、適正かつ効率的な管理を行い、県民の快適な生活環境の実現及び公共用水域の水質保全に寄与してきたところである。

近年、事業活動を行う上では、環境の保全全般に配慮することが必要とされ、なかでも廃棄物の減量や再生利用を図ることが重要視されてきている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上の事業場においては、多量排出事業場として減量等の計画を定めることと規定（法第12条第9項）されており、都南処理区の都南浄化センター及び花北処理区の北上浄化センターがこれに該当する。

下水道事業から生じる産業廃棄物については、廃棄物の発生抑制・減量・再生利用の推進等を図ることが必要であり、都南浄化センターの本年度の計画を策定するものである。

2 事業の概要

(1) 事業者名

岩手県（事業執行機関 北上川上流流域下水道事務所（以下、「流域下水道事務所」という。）

(2) 事業内容

流域下水道の建設及び管理

(3) 事業場（①処理場名、②所在地、③多量排出事業場等への該当）

- ・ ①都南浄化センター、②盛岡市、③該当（多量排出事業場）
- ・ ①北上浄化センター、②北上市、③該当（多量排出事業場）
- ・ ①水沢浄化センター、②奥州市、③非該当
- ・ ①一関浄化センター、②一関市、③非該当

(4) 従業員数

流域下水道事務所 22名

（管理支援業務）

（公財）岩手県下水道公社 34名

（運転操作業務）

維持管理業者 139名（都南62名、北上38名、水沢26名、一関13名）

(5) 事業展望

流域下水道の整備計画が進行中であることから、今後も処理区域の拡大及び普及率の向上に伴い、各浄化センターにおいても、年々汚水流入量は増加し、これに伴い汚泥等の発生量も増加することが見込まれる。

3 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び担当等

事業主体	流域下水道事務所	総括責任者	北上川上流流域下水道事務所長 [REDACTED]
		廃棄物管理担当部局	設備課長 [REDACTED] 組織人数：設備課職員 課長ほか6名
管理運営支援業務委託	下水道公社	公社責任者	公益財団法人岩手県下水道公社理事長 [REDACTED]
			廃棄物管理担当部局 廃棄物総括 業務課長 各処理区担当廃棄物担当者 4名
維持管理業者			各浄化センター維持管理業務 責任者

(2) 管理組織図

管理組織図は、図1に示す。

(各機関)

① 流域下水道事務所

事業主体

② 公益財団法人岩手県下水道公社（以下、「下水道公社」という。）

県の出資を受けて設立している公益財団法人であり、流域下水道事務所から委託を受けて、事業主体である流域下水道事務所を技術的に支援する機関である。

③ 維持管理業者

流域下水道事務所から委託を受けて、下水処理場の運転操作等の業務を行っている民間会社である。

(3) 管理体制

産業廃棄物（下水の処理工程で生じ、最終的に場外へ搬出となる産業廃棄物）の処理に関する計画及び処理業者との委託契約に関することについては、流域下水道事務所が直接執り行い管理している。

下水処理場の運転操作については、流域下水道事務所が委託した民間の維持管理業者が行っており、各浄化センターの運転状況及び廃棄物処理等の確認については、下水道公社が行っている。

廃棄物の処理については、(2)の管理組織を整備し、次により適正な業務執行を図ることとしている。

① 流域下水道事務所は、各浄化センターの廃棄物処理に関する統括をし、計画的な処理（再生利用を含む。）及び適正な処理等が行われるように指示を行う。

② 流域下水道事務所の指示は、下水道公社の廃棄物総括を経由し、各処理区廃棄物担当者に伝達する。

各処理区廃棄物担当者は、処理工程から発生する廃棄物の発生量等を把握し、産業廃棄物の種類、処理方法に応じて、適正な廃棄物処理が行なわれるよう状況を確認する。その状況については下水道公社の廃棄物総括を経由し、流域下水道事務所に報告する。

③ 産業廃棄物の保管及び処理方法について、流域下水道事務所が下水道公社と協議し、流域下水道事務所が決定する。

その結果については、流域下水道事務所及び下水道公社の担当者全てが共有する。

④ 各浄化センター内においては、下水道公社廃棄物担当者及び維持管理業者は、連携を密にして適正な下水処理施設（汚泥処理施設も含む。）の運転に努め、場外搬出の産業廃棄物にあつては、立会い及び確認等の実務にあたる。

(4) 教育・研修

廃棄物の管理や処理に関して、得られた情報や留意事項を整理し、次の研修を行うものとする。

① 管理職等環境管理研修

課長級以上の職員を対象として、産業廃棄物の管理、処理方法について、法制度の改変や新しい知見が得られた都度、随時研修を行う。

② 廃棄物担当者実務研修

廃棄物担当者を対象として、上記①の他に、随時、廃棄物の取扱いの実務について研修を行う。

③ 下水道公社への伝達講習

法令の改正等による情報に関しては、下水道公社廃棄物担当部局に対して逐次伝達講習を行う。

④ 維持管理業者への伝達講習

法令の改正等による情報に関しては、維持管理業者の責任者に対して逐次伝達講習を行う。

(5) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別及び再生利用の状況について情報の公開に努める。

具体的には、毎年発行する維持管理年報において、廃棄物処理状況等を取りまとめて掲載する。また、広く一般住民を対象とし、浄化センターの見学を随時受け、その見学の際に浄化センターの産業廃棄物の発生や処理状況について情報を提供し、情報公開に努める。

5 多量排出事業場該当事業場において、現に行っている事業の概要

(1) 多量排出事業場該当事業場

都南浄化センター

(2) 事業の概要

当浄化センターは、盛岡市、滝沢市、雫石町及び矢巾町の2市2町を対象とした下水終末処理場である。対象区域（都南処理区）の全体計画面積は約9,941ha、計画人口は約34.1万人であり、日最大約15.8万 m^3 /日进行处理する全体計画となっている。

現状の処理場の処理能力は、日最大195,600 m^3 /日であり、令和元年度実績では、日平均13万5千 m^3 の汚水进行处理している。なお、平成30年度の汚水処理量の実績は日平均13万9千 m^3 であり、令和元年度は平成30年度と比較して2.9%減少した。

(3) 従業員数

北上川上流流域下水道事務所設備課 7名（4処理区維持管理統括）

岩手県下水道公社（都南処理区） 7名

維持管理業者 ウォーターエージェンシー・東北公営共同企業体 62名

(4) 令和元年度汚水処理実績

49,281千 m^3 （日平均13万5千 m^3 ）

(5) 事業場配置図

別図2参照

(6) 汚水及び汚泥処理フローシート

別図3参照

(7) 連絡先

担当者：北上川上流流域下水道事務所 設備課

電話番号：019-638-2672

6 廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他の規定を遵守する。
- ② 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合には、原則として岩手県循環型地域社会の形成に関する県条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づく格付け業者（以下「格付け業者」という。）に委託することとし、処理業者が適正な処理を行うために必要な情報の提供をするとともに、収集運搬から処分に至るまで実地確認を行う等、適正な管理をおこなう。
- ③ 下水処理施設の適切な維持管理により可能な限り最終処分量の削減を図るとともに、再生利用の拡大等について努力する。

(2) 廃棄物処理の現状

都南浄化センターから発生する産業廃棄物は、下水処理工程から生じる有機汚泥、

汚泥焼却工程からのばいじん、燃え殻及びその他の施設維持管理において発生する無機汚泥、廃油、廃プラスチック類、ガラスくず・陶磁器くず、金属くず等である。

これらの令和元年度における発生量は、別紙1のとおりである。このなかで、通常の維持管理で発生した産業廃棄物のうち、浄化センター外（処分業者）への処理委託量の合計は1035.44トンであるが、そのうち937.72トンは再生利用されていることから、再生利用率は90.6%である。

① 有機汚泥、ばいじんの処理

発生する廃棄物の大部分を占めるのは、下水処理工程から発生する有機汚泥で、脱水・焼却（中間処理）を行って減量化している。

中間処理したあとのばいじんについては、その全量がセメント製造の原料として再生利用されている。

また、焼却炉が定期点検等により稼働停止した場合、有機汚泥の一部は焼却せずに脱水汚泥として委託処理することとして、セメント原料としての再生利用の処理委託をしている。ただし、令和元年度は処理委託の実績はない。

② 無機汚泥、燃え殻（廃流動砂）、廃油、廃プラスチック類等の処理

これら産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者に処理を委託しているが、適切な分別により可能な限り再生利用を図っている。

表-1 産業廃棄物の処理状況（令和元年度）

単位：トン

種類	排出量	再生利用	中間処理〔焼却等〕	埋立処分
有機汚泥	51.76		51.76	
ばいじん	928.08	928.08		
燃え殻	9.64	9.64		
無機汚泥	39.14			39.14
廃油	1.40		1.40	
その他廃プラ類等	5.42		5.42	

(3) 目標の設定

令和2年度の計画汚水流入量は、対前年度比約0.94%の増加を見込んでおり、これに伴い有機汚泥の発生量はほぼ横ばいと予想される。このことから、令和2年度における発生量予測値は、別紙2のとおりと推定される。

なお、今後下水道の整備及び下水普及率の向上に伴い、流入下水量は増加が見込まれている。これに伴い、汚泥の発生量も増加することから、流入に起因する発生量自体の抑制は極めて困難と考えられるが、下水処理の適正な維持管理を通じて、脱水汚泥の含水率向上など発生抑制（減量化）に努めることとする。

おって、廃棄物処理業者への業務委託に当たっては、原則として法又は条例に基づく優良認定業者又は格付け業者に委託するとともに、可能な限り再生利用を図ることとする。

(4) 産業廃棄物処理設備の設置状況等

当浄化センターで使用している脱水設備及び焼却設備を表2に示す。

表-2 都南浄化センターの廃棄物処理設備

処理能力	ベルトプレス 脱水施設	スクリーンプレス 脱水施設	焼却施設	
	180 kg/hr	277 kg/hr	50 t/d	60 t/d
施設数	1	4	1	1

(注) 浄化センター内において行われる下水汚泥等の処理は、下水道法が適用されるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されないことから、上記の各設備は設置許可を要する産業廃棄物処理施設には該当しないものである。

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

法制度の改定の内容については、岩手県からの通知によることを基本とするが、環境省のホームページ等の確認等により最新の情報収集にも努めることとする。

(6) 中長期的課題

- ① 流域下水道整備計画の進行に伴う流入下水量の増加により廃棄物発生量の増加が見込まれるが、外部への処理委託量の増加を最小限に抑える必要があるため、施設の増設、更新に当たっては高効率の減量化施設の導入に配慮する必要がある。
- ② 現有の下水処理施設による汚泥減量化等について、運転操作技術面での更なる検討が必要である。
- ③ 有機汚泥等については、できるだけ再生利用している業者に委託処理しているが、継続して委託できるよう処理業者等の情報を積極的に入手する必要がある。
- ④ 現在、中間処理、埋立処分を委託している廃棄物について、再生利用技術の進展や再生処理業者についての情報を広く収集しておく必要がある。

7 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

流入下水量が年々増加する予定であり、これに伴って、汚泥処理により発生する脱水汚泥及びばいじんの増加傾向にあることから、発生量自体の抑制は極めて困難であると言える。しかし、次により発生抑制を図るよう努力することとする。

- (1) 施設の適正な維持管理を行うことにより、脱水汚泥の増加量を最小限に抑えるとともに、無機性汚泥排出量の削減を図る。
- (2) 分別の徹底及び有価物処分によりガラスくず、金属くずの排出量の削減を図る。

8 産業廃棄物の分別に関する事項

産業廃棄物の分別は、次のとおりとし、再生利用をしやすい形で保管する。

- (1) 産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する種類毎に分別し、保管する。
- (2) 産業廃棄物で数種類が一体不可分のもの（廃蛍光管等）は、個別に保管し、適正に処理していく。

9 産業廃棄物の再生利用に関する事項

再生利用率の向上を図るため、無機性汚泥、廃プラスチック類等の産業廃棄物については、再生利用方法を調査・検討する。

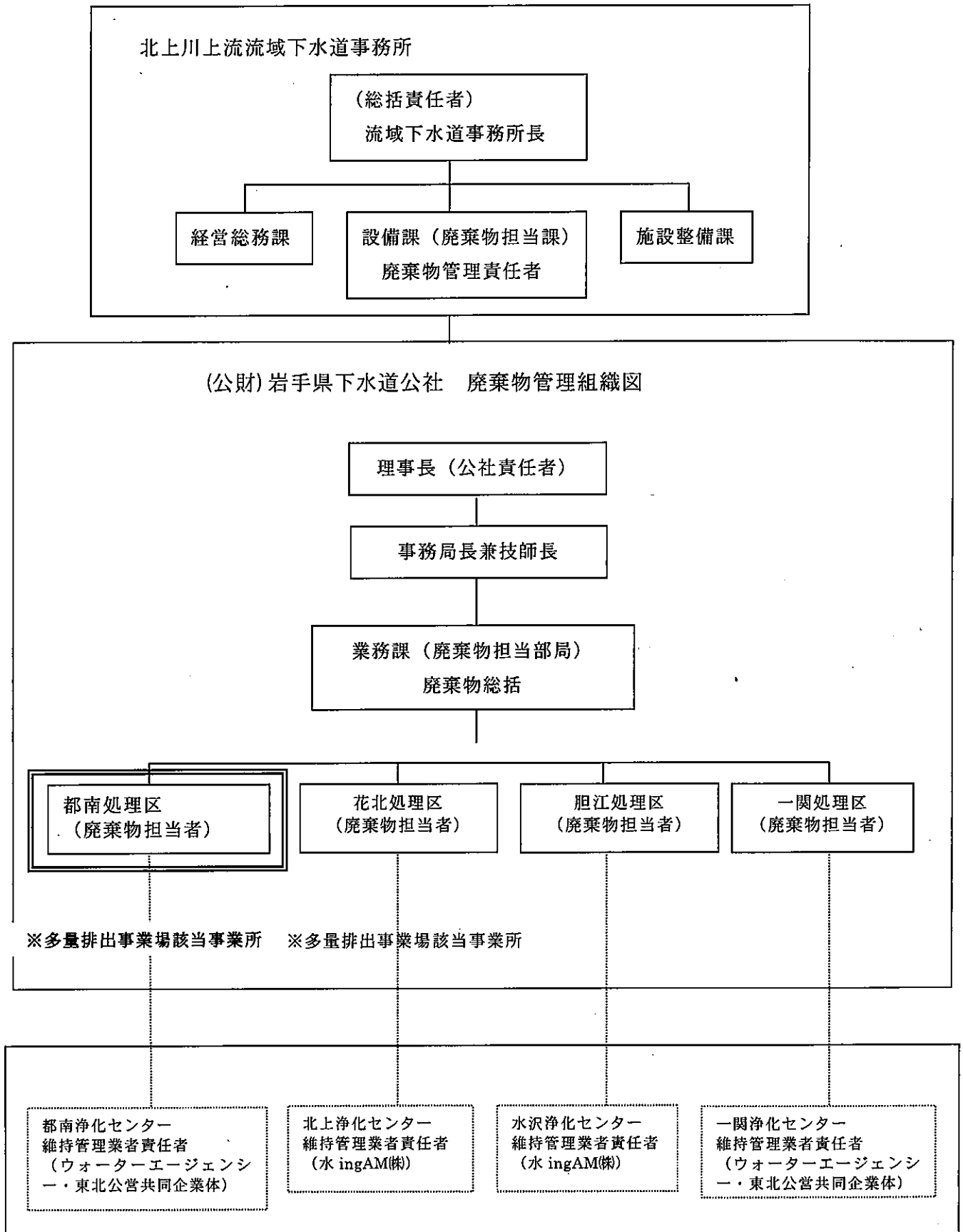
10 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

現在、処理を委託しているガラスくず、金属くず、廃プラスチックなどについては、分別の徹底により、再生利用率の向上、有価物としての処分を検討する。

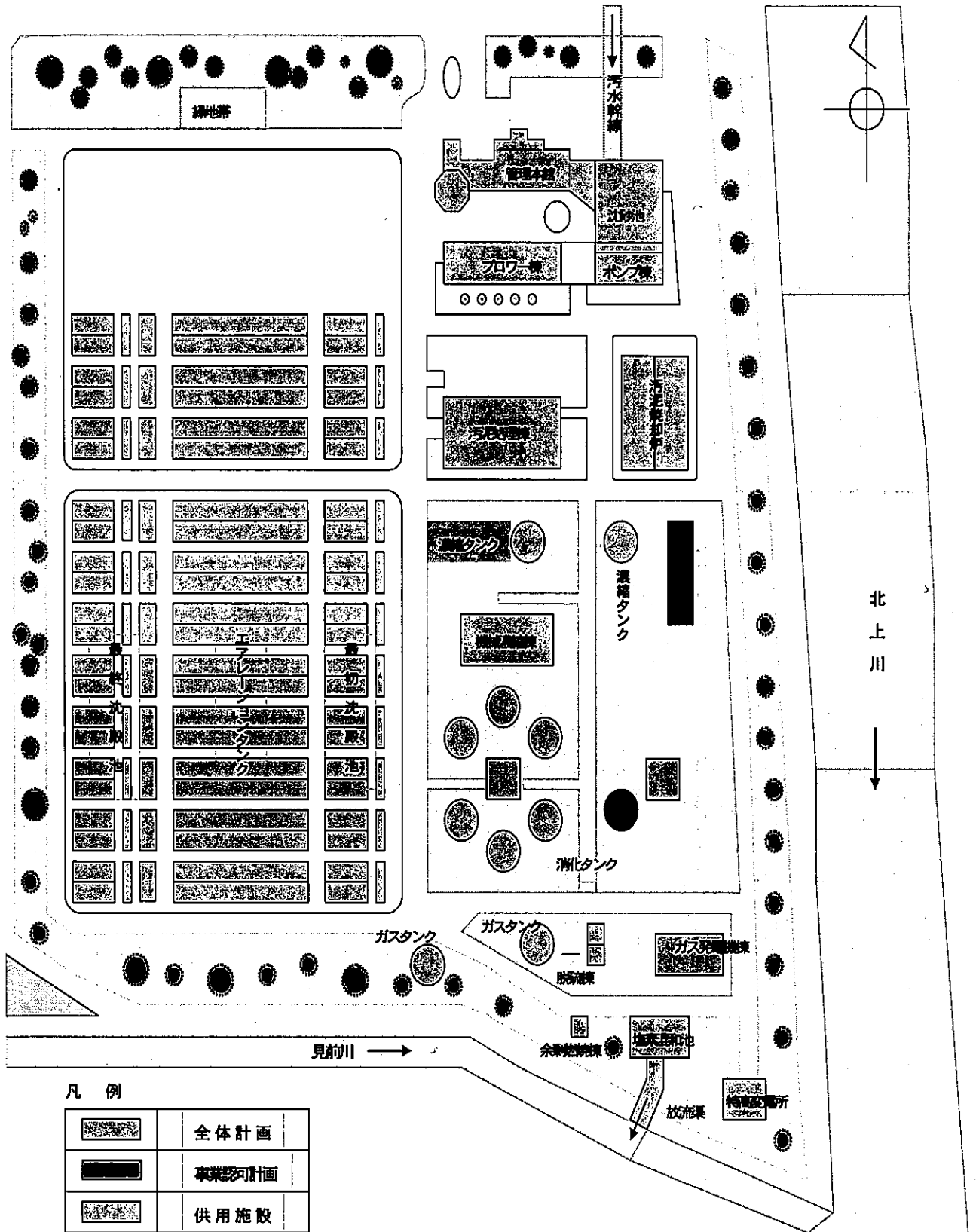
11 産業廃棄物の処理に関する事項

産業廃棄物の処理処分を委託するに当たっては、原則として格付け業者及び県内の優良認定処理業者に委託するとともに、収集運搬から最終処分状況までの現地確認により適正な処分に努める。

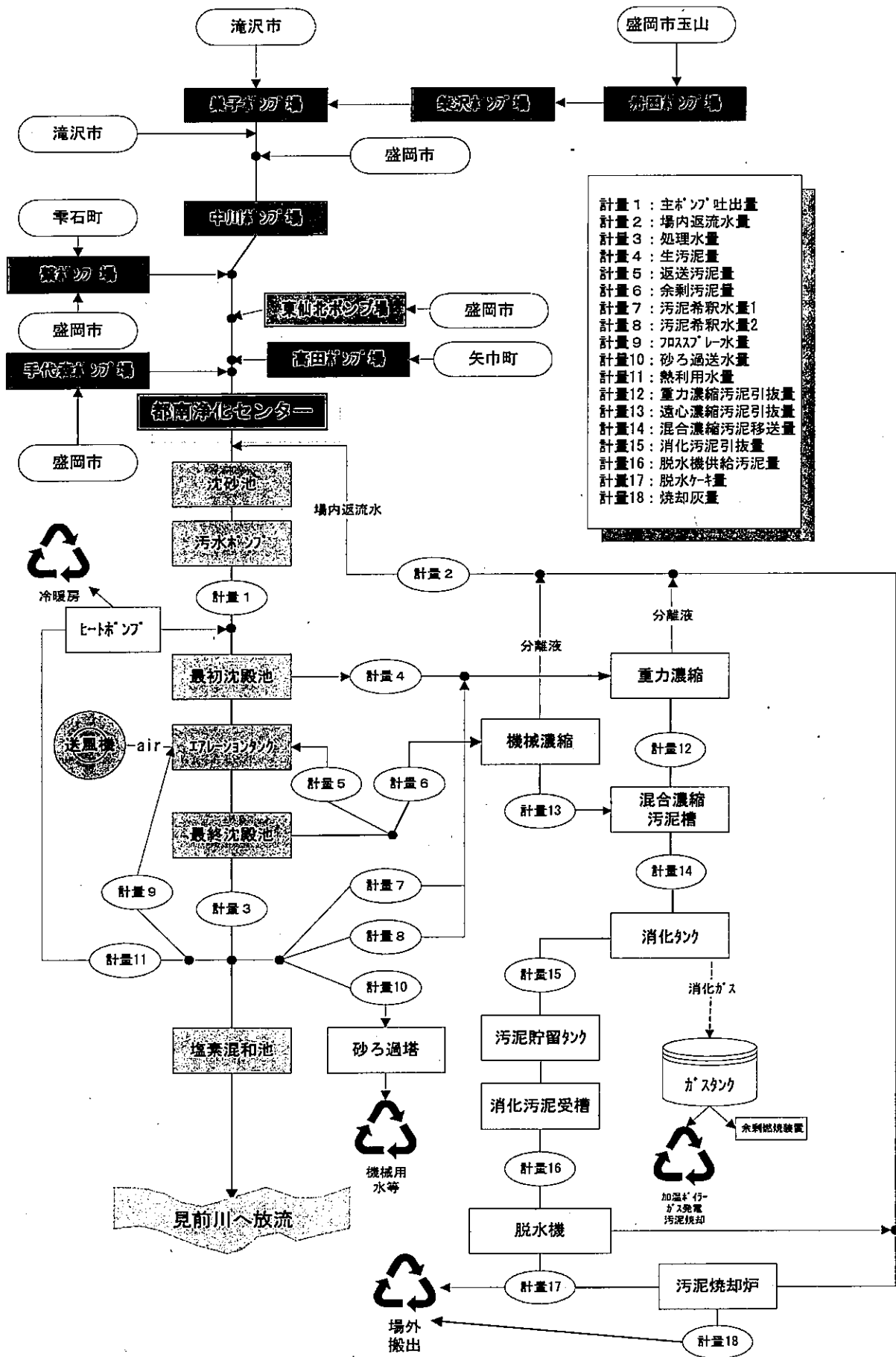
別図1 管理組織図



別図2 都南浄化センター平面図



別図3 汚水及び汚泥処理フローシート



平成31年度及び令和元年度産業廃棄物の排出及び処分状況(都南浄化センター)

単位:トン

		①産業廃棄物の排出量	②+⑧自ら再生利用量	④自ら中間処理した量			③+⑨自ら埋立又は海洋投入の量	⑩委託処理量						
				⑤自ら熱回収量	⑥自ら中間処理した残渣量	⑦自ら中間処理した減量量		⑪優良認定処理業者への委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬+⑭熱回収業者への処理委託量	⑩のうち中間処理委託	⑩のうち最終処分		
飛灰	ばいじん	928.08						928.08		928.08		928.08	0	
	小計	928.08	0	0	0	0	0	928.08	0	928.08	0	928.08	0	
汚泥	沈砂し渣	51.76		6.61				45.15				45.15		
	廃脱硫剤	39.14						39.14					39.14	
	脱水汚泥	0						0		0		0		
	小計	90.90	0	6.61	0	0	6.61	84.29	0	0	0	45.15	39.14	
燃え殻	廃流動砂	9.64						9.64		9.64		9.64		
	小計	9.64	0	0	0	0	0	9.64	0	9.64	0	9.64	0	
廃油	廃潤滑油	1.40						1.40				1.40		
	小計	1.40	0	0	0	0	0	1.40	0	0	0	1.40	0	
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスヒン等	0.10						0.10	0.10			0.10		
	ロールフィルター	0.05						0.05	0.05			0.05		
	小計	0.15	0	0	0	0	0	0.15	0.15	0	0	0.15	0	
廃プラスチック類	Vヘルト、ゴム手袋等	1.21						1.21	1.21			1.21		
	小計	1.21	0	0	0	0	0	1.21	1.21	0	0	1.21	0	
廃プラ+金属	電線くず等	1.21						1.21	1.21			1.21		
	小計	1.21	0	0	0	0	0	1.21	1.21	0	0	1.21	0	
金属くず		1.89						1.89	1.89			1.89		
	小計	1.89	0	0	0	0	0	1.89	1.89	0	0	1.89	0	
ガラス+金属	廃蛍光管類	0.81						0.81	0.81			0.81		
	小計	0.81	0	0	0	0	0	0.81	0.81	0	0	0.81	0	
金属+汚泥	廃電池類	0.13						0.13	0.13			0.13		
	小計	0.13	0	0	0	0	0	0.13	0.13	0	0	0.13	0	
がれき類	コンクリートくず	0.02						0.02	0.02			0.02		
	小計	0.02	0	0	0	0	0	0.02	0.02	0	0	0.02	0	
合計		1,035.44	0	6.61	0	0	6.61	0	1,028.83	5.42	937.72	0	989.69	39.14

注 都南処理区分(ホンプ場合めて)全てを計算

令和2年度産業廃棄物の排出及び処分計画(都南浄化センター)

単位:トン

		①産業廃棄物の排出量	②+⑧自ら再生利用量	④自ら中間処理した量			③+⑨自ら埋立又は海洋投入の量	⑩委託処理量						
				⑤自ら熱回収量	⑥自ら中間処理した残渣量	⑦自ら中間処理した減量量		⑪優良認定処理業者への委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬+⑭熱回収業者への処理委託量	⑩のうち中間処理委託	⑩のうち最終処分		
飛灰	ばいじん	1,100.00						1,100.00		1,100.00		1,100.00		
	小計	1,100.00	0	0	0	0	0	1,100.00	0	1,100.00	0	1,100.00	0	
汚泥	沈砂し渣	70.00		10.00	ばいじんに含む		10.00	60.00				60.00		
	廃脱硫剤	36.00						36.00				0	36.00	
	脱水汚泥	300.00						300.00		300.00		300.00		
	小計	406.00	0	10.00	0	0	10.00	396.00	0	300.00	0	360.00	36.00	
燃え殻	廃流動砂	30.00						30.00		30.00		30.00		
	小計	30.00	0	0	0	0	0	30.00	0	30.00	0	30.00	0	
廃油	廃潤滑油	2.00						2.00				2.00		
	廃重油スラッジ	0.50						0.50				0.50		
	小計	2.50	0	0	0	0	0	2.50	0	0	0	2.50	0	
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	空薬品ビン等	0.10						0.10	0.10			0.10		
	蛍光管	0						0	0			0		
	小計	0.10	0	0	0	0	0	0.10	0.10	0	0	0.10	0	
金属くず	機械部品等	1.50						1.50	1.50			1.50		
	廃プラ・金属混合物	1.50						1.50	1.50			1.50		
	小計	3.00	0	0	0	0	0	3.00	3.00	0	0	3.00	0	
廃プラスチック	空容器等	1.00						1.00	1.00			1.00		
	小計	1.00	0	0	0	0	0	1.00	1.00	0	0	1.00	0	
合計		1,542.60	0	10.00	0	0	10.00	0	1,532.60	4.10	1,430.00	0	1,496.60	36.00

注 都南処理区分(ポンプ場合めて)全てを計算